

○佐倉市営住宅管理条例（平成九年九月三十日条例四十二号）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(入居者資格)</p> <p>第五条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>老人又はその者の心身の状況又は世帯構成、市内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある者として、別表に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u>次条第二項において「老人等」という。）にあっては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号<u>及び第五号</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の令第六条第四項で定める場合令第六条第五項第一号に規定する金額</p> <p>ロ 市営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第六条第五項第二号に規定する金額</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 令第六条第五項第三号に規定する金額</p> <p>三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>四 市内に引き続き一年以上住所を有する者で、市税を滞納していないものであること。</p> <p>五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居者資格の特例)</p> | <p>(入居者資格)</p> <p>第五条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、<u>身体障害者その他の</u>特に居住の安定を図る必要がある者として、<u>令第六条第一項</u>で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあっては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の令第六条第四項で定める場合令第六条第五項第一号に規定する金額</p> <p>ロ 市営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第六条第五項第二号に規定する金額</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 令第六条第五項第三号に規定する金額</p> <p>三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>四 市内に引き続き一年以上住所を有する者で、市税を滞納していないものであること。</p> <p>五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居者資格の特例)</p> |

第六条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号ロに掲げる市営住宅の入居者は、同条の規定にかかわらず同条第一号から第三号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第七条 前二条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、入居の申込みをした者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 市長は、第一項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（組織）

第四十四条 運営委員会は、八人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者（市営住宅の入居者又は同居者である者を除く。）のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第四十七条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

第六条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号ロに掲げる市営住宅の入居者は、同条の規定にかかわらず同条第一号から第三号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第七条 前二条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（組織）

第四十四条 運営委員会は、八人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者（市営住宅の入居者又は同居者である者を除く。）のうちから市長が委嘱する。

（会議）

第四十七条 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

**4 会議は、公開しない。ただし、佐倉市情報公開条例（平成十三年佐倉市条例第二号）第七条各号に規定する事項が審議事項に含まれないことが明らかである場合は、この限りでない。**

（意見聴取）

第五十九条の二 市長は、**第七条第三項**の入居者としての決定、第十一条の同居の承認又は第十二条の入居の承継の承認をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第五条第五号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者について第四十一条第一項第六号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

3 前項に定めるもののほか、市長は、市営住宅の入居者又は同居者について特に必要があると認めるときは、第四十一条第一項第六号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

の決するところによる。

（意見聴取）

第五十九条の二 市長は、**第七条第二項**の入居者としての決定、第十一条の同居の承認又は第十二条の入居の承継の承認をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第五条第五号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者について第四十一条第一項第六号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

3 前項に定めるもののほか、市長は、市営住宅の入居者又は同居者について特に必要があると認めるときは、第四十一条第一項第六号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

## 別表

|   |  |
|---|--|
| 1 | 60歳以上の者  |
| 2 | <p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定める程度に該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> |
| 3 | 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当するもの  |
| 4 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者  |
| 5 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者   |
| 6 | 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの   |
| 7 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等   |
| 8 | <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>                     |

備考 1の60歳以上の者については、平成28年3月31日までは、昭和31年4月1日以前に生まれた者とする。